

岩手県監査委員告示第19号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和3年岩手県監査委員告示第31号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月13日

岩手県監査委員 岩 淵 誠  
岩手県監査委員 佐々木 茂 光  
岩手県監査委員 五 味 克 仁  
岩手県監査委員 中 野 玲 子

1 (1) 監査対象機関名 環境生活部環境保全課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和3年4月26日から同年5月24日まで

イ 本監査実施日 令和3年6月10日

(3) 監査結果の公表の日 令和3年8月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産の管理に当たり、財産管理簿を整理していないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	令和4年1月14日に登録を完了した。 所属内において、工事完了後に財産管理簿の整理が必要である旨情報共有を図ったほか、今後は、財産事務自己点検表により、工事完了後の財産管理簿の整理を行っているかチェックを行い、再発防止に努めることとした。

2 (1) 監査対象機関名 県南広域振興局林務部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和3年5月12日

イ 本監査実施日 令和3年6月17日

(3) 監査結果の公表の日 令和3年8月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託事業の契約に当たり、特命随意契約とする理由が会計規則の規定に該当しないものが1件、997,021円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	委託先の選定条件を精査するとともに、所属内のチェック体制を強化し、再発防止に努める。

3 (1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和3年4月27日

イ 本監査実施日 令和3年6月7日

(3) 監査結果の公表の日 令和3年8月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、変更契約の理由が不適當なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	新たに、変更理由や契約保証、債務負担行為の特則の処理等に遺漏がないか確認するチェックリストを設け、変更

契約時に添付することで、複数チェックを徹底することとした。

4(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部花巻土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和3年4月26日から同月27日まで

イ 本監査実施日 令和3年6月16日

(3) 監査結果の公表の日 令和3年8月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産の管理に当たり、財産管理簿を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	財産管理簿を整理していないものについては、令和3年6月25日付けで財産登録を完了した。 今後においては、財産取得時の回議にあたっては、財産担当者（課）への回議を必須とし、財産登録漏れを防止することとした。 また、財産使用許可（更新含む）起案時には、財産台帳の写しを添付し、財産を確認することとした。

5(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部北上土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和3年5月20日から同月21日まで

イ 本監査実施日 令和3年6月10日

(3) 監査結果の公表の日 令和3年8月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、変更契約の時期が不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	指示書等である程度の変更増が見込まれる場合には、その都度変更契約を行うこととした。 また、変更契約の事務処理状況について、担当課長がスケジュール管理を行うこととした。